

純真学園大学

令和5年度 大学機関別認証評価
評価報告書

令和6年3月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

純真学園大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準 1. 使命・目的等」について

使命・目的及び教育研究上の目的については、大学学則及び大学院学則に明確に定め、いずれも平易な文章を用いている。教育研究上の目的について、研究科における専攻ごとの定めがない点は検討が望まれるが、学部、各学科及び研究科単位では定めている。大学の個性・特色である高度化・複雑化する医療に対応できる人材養成を通して社会に貢献するために、大学の中期計画として「純真学園大学 5 ヶ年計画（令和 2～6 年度）」を策定し、各部門において目標達成に向けた取組みを進めている。三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）については、建学の精神に基づく使命・目的並びに学部、各学科及び研究科における教育研究上の目的を踏まえて策定している。使命・目的を達成するために、1 学部 4 学科、1 研究科 2 専攻を設置し、教育研究活動を行う組織体制を整備している。

「基準 2. 学生」について

建学の精神に基づく教育目的を踏まえてアドミッション・ポリシーを策定し、各種媒体により周知している。入学者選抜については、多面的・総合的な評価・判定を実施し、入学定員に沿った適切な学生受入れ数を維持している。学修支援については、各学科の担任制に加えて SG（スモールグループ）制度を設けている。キャリア形成科目、国家試験対策等を通して、社会的・職業的自立に関する支援体制を整備している。学生の心身に関する健康相談については、健康管理センターに保健室及び学生相談室を設置して対応している。校地、校舎等については、バリアフリーに配慮しているほか、専門性に応じた教育備品等を整備・管理しているなど、学修環境を整えている。学生からの意見・要望については、各種アンケートの実施、投書箱等により把握し、必要な対策を行うとともに、学生へのフィードバックを適切に行っている。

「基準 3. 教育課程」について

建学の精神に基づく教育目的を踏まえてディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを策定し、各種媒体に掲載するとともに、入学時ガイダンス等で学生に説明している。単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準を大学学則、大学院学則等に定め、周知している。カリキュラムマップを作成し、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保しているとともに、教育課程を体系的に編成している。全ての授業科目についてシラバスを作成しているほか、履修登録単位数の上限を適切に設定してい

る。教授方法の改善を進めるために、授業評価アンケートを実施し、その結果を教員にフィードバックしている。成績評価をはじめ、学生の学修状況・国家試験合格状況・各種資格取得状況・就職状況等の調査、学生の意識調査、卒業時の満足度調査、就職先の企業アンケート、授業評価アンケート等に基づいて学修成果を点検・評価している。

「基準 4. 教員・職員」について

教育研究に関する重要事項を審議する教授会や学部運営会議等に学長が議長として出席しているなど、学長がリーダーシップを発揮するための体制の構築を図っている。また、副学長や学部長を置き、学長の補佐に努めている。学生の卒業及び課程の修了や学位の授与等について、教授会及び研究科委員会の規則に不備がある点、各種会議体の審議結果を学長の最終決定としている点は改善が必要であるが、学長による校務に関する最終的な決定権については規則に規定している。学部及び研究科に必要な専任教員を確保し、適切に配置している。FD(Faculty Development)及びSD(Staff Development)については、FD・SD委員会が企画・運営を担い、授業評価アンケートの実施及び公表、相互授業参観の実施のほか、教職員の研修会等を通して人材育成を図っている。研究活動への資源の配分については、全専任教員への基盤的研究資金に加えて学内競争的研究資金を設け、研究を助成する制度を整備している。

「基準 5. 経営・管理と財務」について

大学の使命・目的を達成するための中期計画及びそれを踏まえた事業計画を策定し、それらの達成に向けて必要な審議・検討・調整を行うなど、使命・目的の実現に向けた継続的努力を行っている。職員の服務心得及び禁止・制限事項を定めているほか、公益通報等の規則を整備し、関係法令と共に遵守している。法人の最高意思決定機関である理事会については、寄附行為に基づき開催し、安定した業務執行を行っている。理事長が学長を兼務しており、法人及び大学の各管理運営機関の意思決定を円滑に行っている。評議員会については、諮問機関としての機能を果たしている。監事は、理事会及び評議員会に出席するとともに、法人の設置校に出向き業務監査を実施している。法人全体において、安定した財務基盤の確立及び収支バランスの確保に努めている。会計処理に当たっては、規則にのっとり適正に実施しており、監事及び監査法人による会計監査の体制を整備している。

「基準 6. 内部質保証」について

大学学則及び大学院学則に自己点検・評価の実施を明記し、学長が委員長である自己点検・評価委員会を置き、毎年度、自己点検評価書を作成し、ホームページに掲載して公表している。IR(Institutional Research)については、内部質保証のための計画立案及び意思決定を支援するために、規則に基づき IR 室を設置し、さまざまなデータを収集・管理・分析する体制を整えている。大学の 5 か年の中期計画に基づき、各学科及び各委員会が当年度の方針・目標をそれぞれ「3 つの目標」として設定し、全学で共有を図っている。学校教育法に則した学長の意思決定をはじめとする教学マネジメント体制の整備について、一部に改善を要する事項があるため内部質保証の機能性が十分とはいえないものの、各学科及び各委員会の目標の達成度を可視化し、次年度の活動につなげ、中期計画で進捗状況を

確認、見直しを行うことによって、PDCA サイクルが機能する体制の構築に努めている。

総じて、学園訓であり建学の精神でもある「気品・知性・奉仕」に基づき、高度化する医療に対応できる資質・能力を備えた人材を養成することを使命・目的とする大学として、適切な学修環境を整備し、学生の学修支援、キャリア支援に尽力しているほか、地域貢献としてさまざまな取組みを実施している。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域貢献」「基準 B.自校教育」については、各基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 国際交流

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育研究上の目的については、建学の精神である「気品・知性・奉仕」に基づき、大学学則及び大学院学則に明確に定めており、いずれも平易な文章を用いている。

教育研究上の目的について、研究科における専攻ごとの定めがない点は検討が望まれるが、学部、各学科及び研究科単位では定めている。

保健医療学部では専門性の高い医療従事者の養成を、保健医療学研究科では保健医療学に関する高い専門性を追究した高度専門職業人の養成を通して社会に貢献することを大学の個性・特色として、使命・目的及び教育研究上の目的に反映している。

高度化・複雑化する医療に対応できる人材の養成のために平成 30(2018)年度に大学院を開設したほか、中期計画や事業計画を通じてカリキュラムを改定するなど、社会環境の変化に対応している。

〈参考意見〉

○保健医療学研究科において、専攻ごとの教育研究上の目的を定めていないため、検討が望まれる。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育研究上の目的は、教授会及び研究科委員会の審議を経て学長が原案を決定し、理事会・評議員会の審議を経て制定・改定しており、役員及び教職員の理解と支持を得ている。建学の精神は、学内に石碑及び解釈を併記した額を設置するとともに、学生には建学の精神についての講義により理解を促しているほか、使命・目的及び教育研究上の目的と併せて、ホームページ、学生便覧及び大学案内に掲載することで学内外への周知を図っている。大学の中期計画として「純真学園大学 5 ヶ年計画（令和 2～6 年度）」を策定し、各部門において目標達成に向けた取組みを進めている。三つのポリシーについては、建学の精神に基づく使命・目的並びに学部、各学科及び研究科における教育研究上の目的を踏まえて策定し、ホームページ、学生募集要項、学生便覧に明示している。使命・目的を達成するために、1 学部 4 学科、1 研究科 2 専攻を設置し、教育研究活動を行う組織体制を整備している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神に基づく教育目的を踏まえてアドミッション・ポリシーを策定し、ホームページ、学生募集要項及び学生便覧に明記して周知している。

入学者選抜については、アドミッション・ポリシーに基づき、多面的・総合的な評価・判定の実施に努めている。また、入試委員会にて検証を行い、選抜方法や定員の見直しを検討しているほか、広報委員会と連携して入試広報の方法の見直しを実施している。

系列校との高大連携による受験者獲得策を講じるなど工夫もしており、大学全体で入学定員に沿った適切な学生受入れ数を維持している。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

教員及び職員で構成する教務委員会において全学的な学修支援に関する事項を取扱っており、教職協働による学修支援体制を整備している。GPA(Grade Point Average)が低い学生に対して特別な支援を行うなどにより、当該学生の GPA が上昇する結果をもたらしている。

TA の取扱いに関する規則を定め、必要な学科、時期に採用している。全専任教員がオフィスアワーを設けて周知を行っているほか、各学年の担任制に加えて SG (スモールグループ) 制度を設けて各専任教員が少人数の学生を担当し、学修支援に当たっている。また、中途退学、休学及び留年の原因分析と対策の実施等、充実した学修支援を提供している。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制を整備している。

教育課程内では、「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」に沿って臨地実習をインターンシップとして位置付けているほか、キャリア形成科目を正課授業として開講している。

教育課程外では、国家試験対策委員会を設置し、各学科の教員を配置して下級年次からの指導を実施するなど、国家試験合格に向けての対策を行い成果につなげている。また、

国家資格以外のさまざまな資格取得の支援も積極的に行っている。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生生活全般に関する支援については、学生委員会、各学科の学年担任、SG（スモールグループ）担任、事務局学生センター学生係が連携しながら行っている。

学生の心身に関する健康相談については、各学科の学年担任、SG 担任、学生係のほか、健康管理センターに保健室及び学生相談室を設置して対応しており、特に保健室では広いスペースを準備し、学生の状況に応じてさまざまな対応ができるよう環境を工夫している。また、毎年度、UPI(University Personality Inventory)を実施し、学生の心の健康度・疲労度の把握に努めている。

経済的支援については、大学独自の複数の給付型奨学金を設けているほか、「学納金納入延期制度」を整備している。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地、校舎の面積は設置基準を満たしており、メンテナンスや法令に基づく定期点検等の維持管理を実施している。

各学科の特性に合わせて資格取得に必要な実習室を設置しており、図書館についても適切な利用環境を整備している。

車椅子用スロープ、エレベータ、多目的トイレを設置するなど、バリアフリーも整備している。

クラスサイズが大きい授業では、複数の教員が少人数グループを分担して指導しており、実質的な少人数対応を実現している。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学生満足度調査、学修等に関するアンケート、授業評価アンケートの実施により、学修支援、学生生活及び学修環境に関する学生の意見・要望を把握し、改善のための対応を検討して学生にフィードバックしている。

心身の健康に関する必要な支援については健康管理センターが一元管理しカウンセリングの機会を増やしているほか、経済的支援については各種奨学金の情報を掲示板により学生に周知している。

投書箱を設置し、学生からの意見・要望を学生委員会で適宜検討して必要な対策を行うとともに、回答を掲示し学生へのフィードバックを行っている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神に基づく教育目的を踏まえてディプロマ・ポリシーを策定し、ホームページ及び学生便覧に掲載するとともに、入学時ガイダンス等で学生に説明して周知している。

ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準を大学学則、大学院学則等に定めているほか、学生便覧に掲載して学生に周知している。

単位認定、進級、卒業認定、修了認定については、教務委員会、教授会、研究科委員会で認定を行っている。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神に基づく教育目的を踏まえてカリキュラム・ポリシーを策定し、ホームページ及び学生便覧に掲載して周知している。

カリキュラムマップを作成し、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保しているとともに、教育課程を体系的に編成している。

全ての授業科目についてシラバスを作成しており、シラバスの特記事項にアクティブ・ラーニング等の授業内容の工夫について記載している。また、履修登録単位数の上限の設定を GPA に基づき適切に行っている。

教養教育科目については、各養成課程の指定規則に沿って適切に設定している。

教授方法の改善を進めるために、授業評価アンケートを実施し、その結果を教員にフィードバックしている。

3-3. 学修成果の点検・評価

- 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
- 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーを踏まえた到達目標と成績評価方法を各授業科目のシラバスに明示している。成績評価をはじめ、学生の学修状況・国家試験合格状況・各種資格取得状況・就職状況等の調査、学生の意識調査、卒業時の満足度調査、就職先の企業アンケート、授業評価アンケート等に基づいて学修成果を点検・評価している。

学修成果の点検・評価の結果を教育内容・方法及び学修指導の改善に用いており、アセスメント・プランを策定してカリキュラム評価に基づく教育方法・内容の見直しを図っている。

〈参考意見〉

○三つのポリシーのうち、特にディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価及

びその結果の活用について、策定したアセスメント・プランに基づく PDCA サイクルを早期に確立することが望まれる。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

教育研究に関する重要事項を審議する教授会や学部運営会議等に学長が議長として出席しているなど、学長がリーダーシップを発揮するための体制の構築を図っている。また、副学長や学部長を置き、学長の補佐に努めている。

教授会及び研究科委員会を置き、それらの規則については早急に改善が必要であるが、学生の卒業及び課程の修了や学位の授与等について審議している。教授会や研究科委員会等の審議結果を学長の最終決定としている点は改善が必要であるものの、校務に関する最終的な決定権については、「学校法人純真学園寄附行為実施規則」において、学長は大学の校務をつかさどり、所属職員を統督すると規定している。

教学マネジメントの遂行に必要な職員を配置し、事務局長が各種会議体に参加するほか、組織体制の一部改編を行うなど、全学的な教職協働による教学マネジメント体制の構築を目指している。

〈改善を要する点〉

- 学生の入学、卒業及び課程の修了並びに学位の授与について、入試判定会、教授会及び研究科委員会の審議結果をもって学長の最終決定としている点は改善を要する。
- 教授会及び研究科委員会の役割について、学校教育法第 93 条を踏まえて学長が決定を行うに当たり意見を述べること及びその事項を明確に規定するなど、規則の改廃も含め、教授会規程及び研究科委員会規程を早急に見直すよう改善を要する。

4-2. 教員の配置・職能開発等

- 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
- 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発

と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

設置基準に定めのある必要教員数及び必要教授数を上回っている。教員の採用・昇任については、「資格・能力」「教育歴・研究歴」「研究業績」「社会活動」について審査・選考を行っている。教員の採用については原則公募制をとっており、昇任については毎年度の定例的な昇格の審査によって行っている。また、専任教員には任期制を導入している。

教員の資質・能力向上のために、教員評価制度の見直しを行い、新評価制度を施行している。

FD に関しては、設置基準に準拠した FD・SD の定義の明確化、FD・SD 委員会主催の研修会のほか、臨床経験や教育経験の少ない助教及び助手を対象とした「教員自主計画研修制度」の実施等、組織的に人材育成を行っている。授業評価アンケートの実施及び公表、相互授業参観の実施、事業計画に基づく学外研修の参加状況の把握等も行っている。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

設置基準改正による SD の義務化に合わせて SD の定義を見直し、大学運営や学生支援等に関する研修については、職員のみならず教員も SD として参加している。また、職員の資質向上を中期計画の重点事項として挙げ、年 6 回の FD・SD 研修会に職員を参加させるとともに、職員を対象とした独自の SD 研修会を実施するなど、組織的に職員の資質・能力向上を図っている。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

研究環境を整えるために、専任教員全員に研究室を付与するとともに、研究機器購入経費を4学科で計画的に使用している。

教員及び学生が行う人を対象とする研究については、倫理委員会における審査の対象となり、研究倫理審査申請の前提条件として研究倫理に関するeラーニングプログラムの受講を義務付けている。

研究活動への資源の配分については、規則に基づき全専任教員に一律配分する基盤的研究資金に加えて学内競争的研究資金を設け、研究を助成する制度を整備している。

科学研究費助成事業をはじめとした外部資金の獲得については、募集情報を全専任教員にメール配信して促進を図っている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

経営の規律及び誠実性を担保するために、「学校法人純真学園就業規則」において職員の服務心得及び禁止・制限事項を定めているほか、公益通報等の規則を整備し、関係法令と共に遵守している。

大学の使命・目的を達成するための中期計画を策定するとともに、その実現に向けて教授会、研究科委員会、学部及び研究科の各運営会議等を定期的に開催し、中期計画及びそれを踏まえた事業計画の達成に向けて必要な審議・検討・調整を行うなど、使命・目的の実現に向けた継続的努力を行っている。

キャンパス環境の整備、省エネルギー策等、環境保全に配慮するとともに、「学校法人純真学園ハラスメント取扱規程」「学校法人純真学園個人情報保護に関する規程」等を制定し、人権への配慮をしている。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

法人の最高意思決定機関である理事会については、寄附行為において「学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する」ために設置することを規定し、令和 4(2022)年度は 10 回開催している。理事会への理事の出席率は良好である。理事の選任の手続きを寄附行為に基づき行っている。このように、寄附行為を適切に整備し、理事会を必要に応じて開催することにより、安定した業務執行を行っている。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

法人の運営においては、法人事務局に法人事務局長を配して、理事長による管理運営を補佐している。大学の運営においては、教学部門に副学長兼研究科長及び学部長を置き、管理部門に大学事務局長を配して、学長による管理運営を補佐している。理事長が学長を兼務しており、法人及び大学の各管理運営機関の意思決定を円滑に行っている。

大学の幹部教職員が評議員を兼ねているほか、法人の事務局と各設置校との間で定期的に連絡会議を開催しており、これらの仕組みを通じて法人及び大学の各管理運営機関が相互チェックする体制を整備している。監事は、理事会及び評議員会に出席するとともに、法人の設置校に出向き業務監査を実施している。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

適切な財務運営の確立に向けて、収支の均衡を前提とした中期計画を作成し、収容定員の充足や教育研究の充実を図っている。

法人全体の基本金組入前当年度収支差額は、直近 5 年間にわたって全て黒字であり、日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標では A3 の正常状態となっており、安定した財務基盤の確立及び収支バランスの確保に努めている。

5-5. 会計

- 5-5-① 会計処理の適正な実施
- 5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理に当たっては、「学校法人純真学園経理規程」「学校法人純真学園経理規程施行細則」「学校法人純真学園固定資産及び物品管理規程」にのっとり、学校法人会計基準に基づき適正に実施している。

監事による監査については、毎年度の決算時に財務課長から説明を受けて行っている。監査法人による監査については、内部統制状況と会計処理に関して理事長との面談を行い、その結果を「監査概要書」にまとめて監事に報告するとともに、意見交換を行っている。このように、会計監査の体制を整備し厳正に実施している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

- 6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

学長が委員長である自己点検・評価委員会を設置し、同委員会が中心的役割を果たし、教授会、研究科委員会、学部及び研究科の各運営会議、各種委員会並びに関係部署が協働して自己点検・評価を行う体制を整備している。内部質保証の向上を目指すために、内部質保証の方針を定め、内部質保証協議会を新たに設けるほか、自己点検・評価委員会、IR委員会等の既設の会議体に関する規則を見直し、内部質保証の体制強化を図っている。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

- 6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有
- 6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

大学学則及び大学院学則に自己点検・評価の実施を明記し、自己点検・評価委員会を置き、毎年度、自己点検評価書を作成している。法人は、中期計画に基づく各種事業について事業計画及び事業報告書を作成し、自己点検・評価を行っている。自己点検評価書、事業報告書、財務に関する情報をホームページに掲載し、学内だけでなく学外にも広く情報を公開している。

内部質保証のための計画立案及び意思決定を支援するために、規則に基づき IR 室を設置して各種アンケートや調査等を実施するなど、研究、学生支援、経営等に関するさまざまなデータを収集・管理・分析する体制を整えている。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを起点とした教育の改善・向上を目的として、自己点検・評価活動を毎年度実施し、自己点検評価書をホームページで公表している。また、大学の 5 か年の中期計画に基づき、各学科及び各委員会が当年度の方針・目標をそれぞれ「3 つの目標」として設定し、学部及び研究科の各運営会議が全体的な統括を担い、全学で共有を図っている。

学校教育法に則した学長の意思決定をはじめとする教学マネジメント体制の整備について、一部に改善を要する事項があるため内部質保証の機能性が十分とはいえないものの、各学科及び各委員会の目標の達成度を可視化し、次年度の活動につなげ、中期計画で進捗状況を確認、見直しを行うことによって、PDCA サイクルが機能する体制の構築に努めている。

〈改善を要する点〉

○学校教育法第 93 条への対応を含む教学マネジメントの機能性に関して改善が必要な点があり、内部質保証について機能性が十分とはいえないため改善を要する。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 地域貢献

A-1. 地域への貢献

A-1-① 活動方針と組織

A-1-② 地域貢献に関する具体的取組み

A-2. 地域への情報発信

- A-2-① サイエンスカフェ等による社会への知の還元
- A-2-② 保健医療関連分野での地域貢献（健康フェスティバル）
- A-2-③ 保健医療関連分野での啓発活動

【概評】

学園訓の一つである「奉仕」の具体的活動として、地域における「ボランティア活動及びその支援活動」、保健医療系大学としてその専門性を地域に還元する「保健医療関連分野での地域連携に関する活動」の二つを広報委員会及び学生組織が実施しており、地域貢献を十分に果たしている。

福岡市南区と南区にある大学・短期大学とで構成する「南区大学連絡会議」で地域住民に有用なイベントについての意見交換を行い、地域のニーズに応じた内容を吟味しながら実施し、事後アンケートに基づいて改善を図っている。学生からは、「看護職になってから住民教育は有用となる経験であり、また学年を超えて交流が深まる」といった建設的な意見がある。

サイエンスカフェや子宮頸がん予防に関する啓発活動の継続的な実施については、地域における保健医療関連分野での社会への知の還元として多大なる効果が期待できる。

基準B. 自校教育

B-1. 自校教育

- B-1-① 自校教育の構築と評価

【概評】

4 学科合同カリキュラムとして「純真学」を設置しており、これは、医療人に共通して求められる基礎的な資質と汎用的能力の育成を目的とする科目群の総称である。その構成は、必修科目 2 科目及び選択科目 2 科目であり、このうち 3 単位を修得することを全ての学科における卒業要件の一つにしている。

授業内容は、学長が大学創立者の思いと学園訓を解説するもの、ボランティア活動の意義と実際を学ぶもの、海外研修を通じて異文化交流を学ぶもの、そして、建学の精神の理解と社会人として学ぶべき方向性を考える機会を提供するものとなっている。

この科目群の運営・評価のために純真学専門部会があり、授業評価結果に基づく改善案の検討・展開を担っている。継続的な授業評価の結果、授業内容に対する学生の理解が良好であること、初年次の学修支援及び職業観の育成につながっていることが分かっている。

この科目群の最終目標である「人間力」の育成がどの程度達成されたのか、より明確にすることが今後の主な課題であるが、建学の精神を体現する医療人の養成に寄与する展開に期待したい。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 国際交流

本学では、国際交流事業を担う中心組織として国際交流推進委員会を設け、海外の大学の教育研究諸機関との提携や交流協定の締結を通じて純真学園大学の国際交流を積極的に進めるとともに、現職教員を含む短期研修生の派遣や受入れを行うことにより、医療教育と研究実践の向上や人材の育成に努めている。

令和 4(2022)年度までに大韓民国 5 校、台湾 1 校、中華人民共和国 2 校、アメリカ合衆国（ハワイ）1 校、オーストラリア 1 校、及びベトナム 1 校の各大学と MOU を締結しており、本学学生の短期海外研修を行うとともに、相手国の短期研修生の受入れを行っている。

令和 4(2022)年度の国際交流については、Covid-19 の流行が継続していたため、小規模の国際交流として以下の内容を実施した。

【春海保健大学校（大韓民国）との国際交流】

- ① 令和 4(2022)年 8 月 16 日～8 月 19 日、釜山（大韓民国）における教職員の交流
- ② 令和 4(2022)年 11 月 4 日、本学における教職員の交流
- ③ 令和 5(2023)年 1 月、本学における教員及び学生との交流

